

広島県訓令第9号

土 木 局

都 市 局

各 建 設 事 務 所

広島港湾振興事務所

土木工事検査規程及び土木工事監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

土木工事検査規程及び土木工事監督規程の一部を改正する訓令

(土木工事検査規程の一部改正)

第一条 土木工事検査規程(昭和四十六年広島県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「請負人」を「受注者」に改める。

(土木工事監督規程の一部改正)

第二条 土木工事監督規程(平成元年広島県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

第八条中「請負人」を「受注者」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。